

建築士事務所廃止届

建築士事務所の開設者が、次のいずれかに該当することとなった場合、**30日以内**に下記の方が、廃止届を提出してください（建築士法第23条の7）

該当者事項	届出義務者	添付書類
①開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止した時	開設者	—
②開設者が死亡した時	相続人	相続人を確認できる書類 (戸籍謄本等写し)
③開設者が破産手続開始の決定を受けた時	破産管財人	破産管財人であることを確認できる書類
④法人が合併により解散した時	法人を代表する役員であった者	合併の事実を証する登記事項証明書の写し
⑤法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散した時	精算人	解散の事実を証する登記事項証明書の写し

廃止届の提出

正本・副本2部と添付書類をご提出ください。

郵送の場合は、発着記録が残る方法（簡易書留・レターパックプラス・ライト）をお願いいたします。

手続き完了後、副本と抹消通知書を返送します。

返信用封筒（110円切手貼付、住所、事務所名記入）をご準備ください。

提出先・問合せ先

宮崎県知事指定事務所登録機関

一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号

宮崎県建設会館4F（1階駐車場がございます）

TEL 0985-29-1188 FAX 0985-38-9418

E-mail touroku@m-kjk.com